

説明書

新設岡山盲・聾学校新校舎等整備基本設計・実施設計委託に係る手続の開始の公告に基づく随意契約に係る見積書の徴取の相手方の選定については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1 手続開始の公告日

令和7年4月17日（木）

2 委託内容

新設岡山盲・聾学校新校舎等整備に係る基本設計・実施設計

3 契約担当者

岡山県知事 伊原木 隆太

岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県土木部都市局建築営繕課

電話番号 086-226-7508

4 新校舎等整備の概要

（1）現況

岡山盲学校及び岡山聾学校の両校は、校舎建設から約40～50年が経過しており、施設・設備の老朽化が進むとともに、児童生徒数の減少により、集団での学習活動の実施が困難となっていることから、教育環境の再構築のために視覚障害教育と聴覚障害教育の両教育部門を併設した新しい一体型の学校を計画している。

（2）整備計画の概要

ア 建設場所

岡山県岡山市中区土田51

市街化調整区域

イ 集約・新設する建物

集約施設	新設施設	
岡山盲学校	視覚障害教育部門棟 (普通教室・特別教室)	管理棟 木工棟
岡山聾学校	聴覚障害教育部門棟 (普通教室・特別教室)	食堂棟 寄宿舍棟 等

ウ 計画建物

区分		計画建物
敷地	面積	約 26,800 m ² (敷地全体)
建物概要	構造	鉄骨造
	延べ面積	約 11,500 m ²
	階数	地上3階建て

エ 主な必要諸室

普通教室（部門別に、幼稚部・小学部、中学部、高等部等を設置）／自立活動室／特別教室／多目的室／実習室（視覚障害教育部門、聴覚障害教育部門）／センター的機能に係る教室／図書室／体育館／寄宿舍／食堂、厨房／ボランティア室、保護者室等

オ 主な必要設備

受変電設備／電灯設備／動力設備／電力幹線設備／太陽光発電設備／構内交換設備／拡声設備／インターホン・呼出表示設備／テレビ共同受信設備／監視カメラ設備／校内情報通信網設備／空調設備／換気設備／給水設備／排水設備／衛生器具設備／給湯設備／ガス設備／消防設備／防犯設備等

カ 新校舎等整備の基本方針

- ・視覚障害教育・聴覚障害教育の充実
- ・交流及び共同学習の推進
- ・ユニバーサルデザイン
- ・機能的な学校運営のできる施設

キ 全体事業費 約63億円

5 参加表明書等及び技術提案書の提出等

（1）参加資格確認及び第一次審査の提出書類

ア 参加表明書 【様式1】

イ 参加資格確認書類及び添付書類

- ・建築士事務所について所管する都道府県知事の登録を受けていることの証明書（原本）
- ・一級建築士事務所の所属建築士名簿（写し）
- ・協同組合にあっては、公告日における組合員名簿（写し）
- ・設計共同体協定書 【様式2-1】
- ・設計共同体協定書第7条の規定による覚書 【様式2-2】
- ・業務実績調書（代表者用） 【様式3-1】
- ・業務実績調書（代表者以外の構成員用） 【様式3-2】
- ・業務実績調書（代表者又は構成員用） 【様式3-3】
- ・担当チーム技術者調書 【様式4】
- ・配置予定技術者調書 【様式5】
- ・配置予定技術者繁忙度調書 【様式6】

（2）第二次審査の提出書類

- ・技術提案書_鑑 【様式7】
- ・業務実施方針等 【様式7-1】
- ・技術提案書 【様式7-2～7-5】

（3）参加表明書等及び技術提案書の取扱い

ア 提出期限以降における差し替え及び再提出は認めない。

イ 契約担当者は、第一次審査及び第二次審査以外に、提出者に無断で使用しない。

ウ 契約担当者は、第一次審査及び第二次審査を行う作業に必要な範囲において、

複製を作成することがある。

エ 契約担当者は、発注者の了解なく公表、使用してはならない。

オ 契約担当者は、発注者から受領した資料を、発注者の了解なく公表、使用してはならない。

カ 提出された参加表明書等及び技術提案書は、返却しない。

キ 問合せ先は、3に同じ。

ク 参加表明書等及び技術提案書の様式は岡山県土木部都市局建築営繕課ホームページからダウンロードすること。

<https://www.pref.okayama.jp/page/970161.html>

6 参加表明書等及び技術提案書の評価基準

別添「評価基準」による。

7 選定されなかった理由の説明

- (1) 参加表明書等を提出した者のうち、第一次審査において第二次審査の対象者として選定されなかった旨の通知を受けた者及び第二次審査において、最優秀者又は次点者として選定されなかった旨の通知を受けた者は、契約担当者に対して選定されなかった理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出期限：選定されなかった旨の通知を受け取った日の翌日から起算して3日以内（県の休日を算入しない。）

イ 提出場所：岡山県土木部都市局建築営繕課

ウ 提出方法：ファックス

エ 宛 先：086-226-7882

- (2) 契約担当者は、説明を求められた場合、提出期限の翌日から起算して3日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 本件手続に対する質問

- (1) 本件手続に対する質問がある場合は、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

ア 提出期間：令和7年4月17日（木）から令和7年5月7日（水）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 提出場所：岡山県土木部都市局建築営繕課

ウ 提出方法：ファックス

エ 宛 先：086-226-7882

- (2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

ア 期間：回答可能となった日から令和7年6月13日（金）まで

イ 場所：岡山県土木部都市局建築営繕課ホームページ

9 その他

- (1) 参加表明書等に虚偽の記載をした場合は、参加表明書等を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。

- (2) 受託した場合は、参加表明書等に記載した配置予定技術者を当該委託に配置することとし、担当チーム技術者調書に記載した技術者数を配置すること。
- (3) 参加表明書等に記載した配置予定技術者は、原則として変更することができない。病休、死亡、退職等特別な理由により、配置予定技術者が履行期間の途中で交代した場合は、交代後の配置技術者について、改めて評価基準の項目について評価を行うものとし、当該評価による得点の小計が各調書に記載したもののこれに相当する得点の小計未満となったときは、建築設計等委託業務成績評定表の「業務履行中又は完了時に生じた事由による減点」等において、総合点に対して3点を減ずる。2回目以降の交代の場合も同様とするが、再度の減点は行わないものとする。